（別表1） 提供先一覧

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二　項番2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
2	健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二　項番3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二　項番5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
4	全国健康保険協会	番号法第19条第8号 別表第二　項番6	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
5	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二　項番8	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であった主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
6	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番11	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通知書給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
7	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番17	予防接種法による給付（同法第15条第1条の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
8	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二　項番22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
9	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二　項番26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の聴取に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
10	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号 別表第二　項番33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
11	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二　項番39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
12	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二　項番42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
13	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号 別表第二　項番43	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
14	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番56の2	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
15	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号 別表第二　項番58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって庶務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
16	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番61	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
17	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
18	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号 別表第二　項番80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
19	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号 別表第二　項番81	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
20	都道府県知事等	番号法第19条第8号 別表第二　項番87	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
21	市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番94	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
22	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号 別表第二　項番97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
23	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番108	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
24	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号 別表第二　項番109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報
25	都道府県知事	番号法第19条第8号 別表第二　項番120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険給付等関係情報